

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される経費について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へそれぞれ引き上げられました。

また、地方消費税の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や人件費は除く)に充てるものとされています。(地方税法第72条の116第2項)

令和3年度一般会計における社会保障施策経費への充当状況は下記のとおりです。

【歳入】 令和3年度地方消費税交付金当初予算額 140,539 千円

うち令和3年度地方消費税交付金(社会保障財源化分) 81,900 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 1,497,930 千円

区 分	事業費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉費	社会福祉事業	80,791	1,770	2,449	12,400	0	1,546	62,626
	障がい者福祉事業	223,898	90,411	70,425	700	75	18,205	44,082
	高齢者福祉事業	26,126	0	511	10,700	3,202	2,129	9,584
	児童福祉事業	524,201	160,854	87,795	18,500	54,951	30,150	171,951
	後期高齢者医療事業	87,239	0	0	0	0	7,132	80,107
	小計	942,255	253,035	161,180	42,300	58,228	59,162	368,350
社会保険費	国民健康保険事業	63,516	8,354	24,927	0	0	4,609	25,626
	介護保険事業	127,185	4,000	2,000	0	0	9,676	111,509
	後期高齢者医療保険事業	30,706	0	17,410	0	0	2,349	10,947
	小計	221,407	12,354	44,337	0	0	16,634	148,082
保健衛生費	保健衛生事業	251,684	381	655	0	0	60	250,588
	健康増進・予防事業	82,584	10,290	600	700	28,850	6,044	36,100
	小計	334,268	10,671	1,255	700	28,850	6,104	286,688
合 計	1,497,930	276,060	206,772	43,000	87,078	81,900	803,120	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は各事業に要する経費のうち充当対象経費(事務費や職員の人件費を除いたもの)の比率に応じてあん分し充当しています。